

隣保館だより

発行 国東市隣保館
国東市武蔵町古市 1138-1
TEL 0978-68-1722
FAX 0978-68-1751

2022年
12月号

今月の「国東市隣保館じんけん講座」開催のお知らせ ～知ろう、学ぼう、取り組もう～

今月は、矢野^{たいわ}大和さんのお弟子さんでもある進^{しん}美保子（高座名：和楽亭茶々ちゃ）さんによる講座です。落語を使って人権について一緒に考えた後、落語を一席！してもらいます。落語でのじんけん講座は初めての試みです。ぜひ落語を聞きに来ませんか？

事前申し込みは不要です。どなたでも参加できます。

日時： 12月22日(木) 14時～15時30分
場所： 国東市隣保館 ホール（武蔵町）
講師： 大分県人権問題講師団 進 美保子さん
演題： 「答えは落語の中にあった」



※隣保館駐車場が満車の時は、武蔵図書館向かいの駐車場をご利用下さい。
(下記地図参照)

隣保館テイサービス事業 (12月・1月予定)

◆申し込み必要

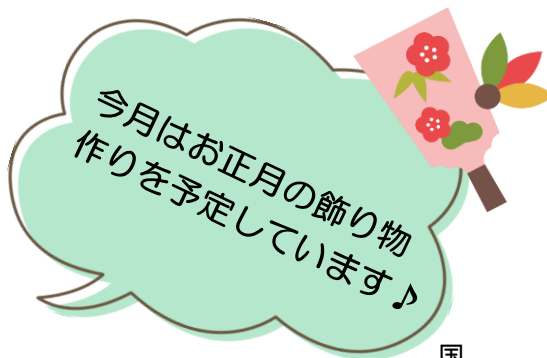
出前ワハハの会：北江集会所
12月15日(木) 13:30～15:00

ワハハの会：隣保館(ホール)
12月16日(金) 10:30～12:00

◆申し込み不要

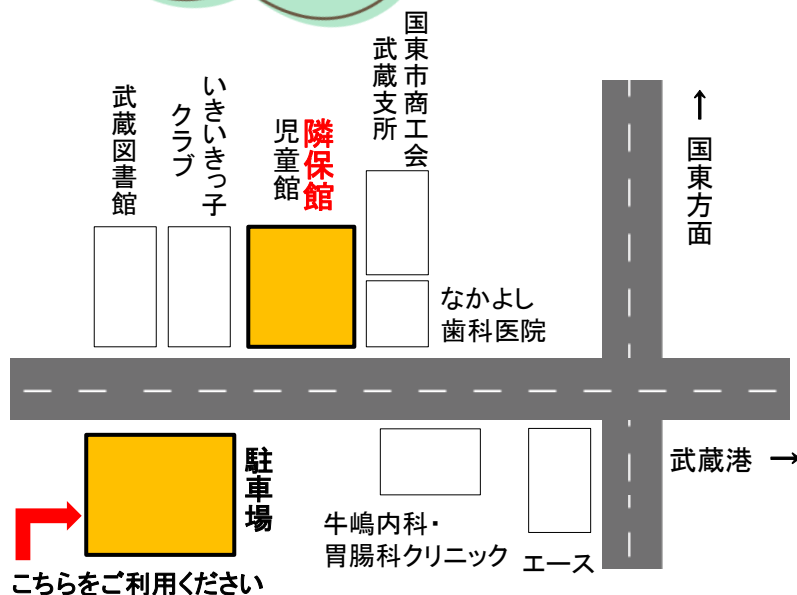
元気アップ教室：隣保館(ホール)
12月20日(火) 10:00～11:00
1月17日(火) 10:00～11:00

出前元気アップ教室：北江集会所
12月13日(火) 10:30～11:30
12月27日(火) 10:30～11:30
1月10日(火) 10:30～11:30



今月はお正月の飾り物
作りを予定しています♪

【周辺地図】



こちらをご利用ください

「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」について

みなさんは「部落差別解消推進法」をご存知ですか？全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。この法律は、2016（平成28）年12月16日に施行されました。

部落差別の問題（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、わが国固有の重大な人権問題です。

特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、住居や職業、結婚などが制限され、偏見や差別をいまだに受けています。

根拠のないうわさ話やインターネット上の情報等をうのみにせず、差別を見抜く力を身につけることが大切です。

この法律のポイント

- ◆現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された。（第1条）
- ◆部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。（第1条）
- ◆部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。（第5条）



* 隣保館なんでも相談会 *

人権問題だけではなく、日々の生活の悩みごとについても相談に応じています。適切な相談先をご案内したり、内容によっては関係機関と連携しながら、問題解決のお手伝いをします。相談内容の秘密は守られます。

◇日時・場所◇

12月21日（水）

10:00 ~ 11:30 北江集会所（国東町）

13:30 ~ 15:00 藤本集会所（武蔵町）

※隣保館でも、随時相談を受け付けています。

（平日 8:30~17:00 まで）

連絡先 国東市隣保館 ☎ 0978-68-1722



国東市はすべての人が
自尊感情を持ち、互いに
基本的人権を尊重し合
うとともに、多様な価値
観と生き方を認め合う
「共生社会」の実現をめ
ざしています。



※隣保館の利用はいずれも無料です！